

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画（改定案）等」に対する意見募集の結果について

1. 意見募集の実施方法

（1）意見募集の周知方法

関係資料を環境省ホームページに掲載、電子政府の総合窓口、記者発表

（2）意見募集期間

平成28年7月14日（木）から平成28年8月12日（金）

（3）意見提出方法

インターネット、郵送、ファックス

（4）意見提出先

環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課

2. 意見募集の結果

◇ 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画（改定案）

- ・ 2者（1団体及び1個人）から4意見が提出されました。
- ・ なお、意見募集期間外に3意見（1団体）がありました。

◇ 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画の点検結果（案）

- ・ 点検結果（案）に対する意見の提出はありませんでした。

3. 意見等の概要と意見に対する考え方について

番号	意見の概要	意見に対する考え方
第3章 具体的な施策の展開 - 国内実施計画の戦略及び行動計画要素		
第4節 非意図的生成物の排出削減のための行動計画		
5. ポリ塩化ナフタレン (PCN) (p 52)		
1	既にダイオキシン類のための措置は実施済となっている状況にあるので、さらにPCN向けの対策を強いることは過大規制になるのではないか。	原案のとおりとします。 (理由) 非意図的副生成物としてのPCNの排出量削減のための措置等については、PCB、HCB及びPeCBと同様に、第3章第4節1に掲げたダイオキシン類に係る行動計画において実施するダイオキシン類の排出抑制対策で講じる発生・排ガス管理等により削減されるものと考えており、PCNについて追加的な措置を想定したものではありません。
2	ポリ塩化ナフタレンの測定・分析については、現状、標準資料の入手が困難であるため、一般の分析機関では分析が困難と言われており、実施可能な機関は極めて限られているものとみられる。 このような状況下では、分析値のクロスチェックの実施も困難と考えられ、得られた分析値の信頼性には確証が得られないのではないかと考えられるので、まずは国主導で汎用的で、安価な分析法の確立を図るべきではないか。	原案のとおりとします。 (理由) 分析法については、排出ガス中のPOPs測定方法マニュアル(平成23年3月 https://www.env.go.jp/air/osen/manual2/pdf-gas/pops.pdf)において、PCB、HCB及びPeCBについて分析法を示しているように、PCNにおいても非意図的排出対策に係る測定方法マニュアルの策定を進めていきます。なお、第3章第4節5では、非意図的副生成物としてのPCNの排出削減のための行動計画を記載しています。
3	PCNの排出量削減のための措置等については、ダイオキシン類の排出抑制対策として行われた措置の効果を検証し、必要に応じて追加的な措置の必要性の有無につき検討することで足りるのではないか。	原案のとおりとします。 (理由) 意見1への回答に同じ。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
6. プラスチック等の臭素系難燃剤 (p 63)		
4	HBCD 含有断熱材等の廃棄物の適正処理を進めるために必要な措置の検討内容を具体的に示して欲しい。	<p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由)</p> <p>HBCD を含む臭素系難燃剤を含有する廃棄物の適正処理を進めるために必要な措置については、関係省庁・関係業界とも連携して、本年度から公開の検討会を設置して具体的に検討していく予定です。</p>